

下関市  
行政DX  
基本方針



DIGITAL TRANSFORMATION SHIMONOSEKI ▶ 2.0版

令和8年4月

# 目次

## 第1章 方針策定の趣旨

1-1 方針策定の目的・背景	1
1-2 国・県の状況	2
1-3 下関市の現状と課題	4

## 第2章 基本的事項

2-1 方針の位置づけ	6
2-2 基本理念	7
2-3 方針の期間	7
2-4 基本方針	7
2-5 行政DX推進体制	9

## 第3章 具体的な取組事項

3-1 市民の利便性の向上	
(1) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	10
(2) 自治体フロントヤード改革の推進	11
(3) 公金収納におけるeL-QRの活用	15
(4) オープンデータの推進	16

3-2 行政事務の効率化	
(1) 地方公共団体情報システムの標準化	17
(2) AIの利用促進	18
(3) テレワークの推進	19
3-3 職員のデジタル意識改革	
(1) デジタル人材の確保・育成	20
(2) セキュリティ対策の徹底	21

## 第4章 その他の事項（行政DXと合わせて取り組む事項）

4-1 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	22
4-2 デジタルデバイド対策	23
4-3 デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	23
4-4 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	23

## 第5章 おわりに

5-1 行政DX施策の実施について	24
-------------------	----

## 参考資料

用語解説※	25
-------	----



※次頁以降で、用語説明が必要な個所には※を記載の上、用語解説ページ参照とする

# 第1章 方針策定の趣旨

## 1-1 方針策定の目的・背景

### 社会情勢の変化

～少子高齢化の進展による「2040年問題」を見据えた安定的な行政運営の必要性～

日本の生産年齢人口は年々減少し労働者不足が更に深刻化する一方で、西暦2040年には高齢者人口がピークを迎えるなど、大きく人口構造が変化するとされています。

このような状況の中、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少時代における安定的な行政運営の仕組みの重要性が提言され、財務省では地方公共団体職員数の削減試算がなされています。また、ライフスタイルの多様化や高齢化の進行により社会保障などの市民ニーズの増加が予想され、自治体における経営資源が大きく制約されることが指摘されています。

本市においても2040年以降、生産年齢人口は全人口の50%を割り込む見込みであり、財政環境はより厳しい状況となることが予想されます。

これらの問題を、限られた経営資源で適正かつ効率的に解決するためには、先進のICT※技術等を活用した取組を実施し、業務改革はもとより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供して、市民の利便性向上を図っていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、本市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）※の基本的な考え方となる「下関市行政DX基本方針」を策定し、更なるDX推進を目指し、「下関市行政DX基本方針（2.0版）」に改訂することとします。

# 1 - 2 国・県の状況

## (1) 国の動向

### ① ～Society 5.0の推進～

Society 5.0は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)であり、これからの新たな社会を目指す考えで、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されています。AI※やIoT※、ロボット技術を中心とした先端技術を最大限に活用するにあたって、2024-25(令和6-7)年度の施策として、教育・人材育成や様々な分野の知識の活用が重点課題となっています。

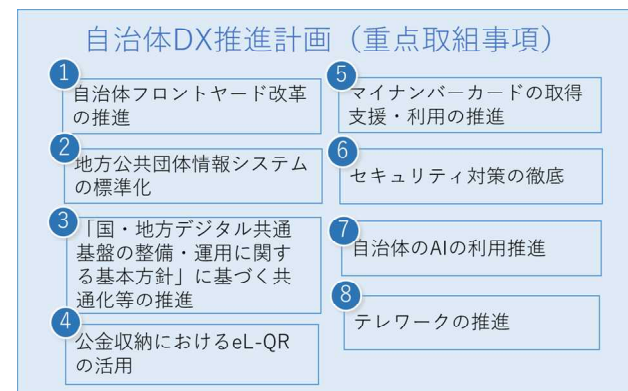
### ② ～「自治体DX推進計画」の改訂～

2020(令和2)年12月に策定された「自治体DX推進計画」は、社会変化や技術革新の状況を踏まえ、随時、改訂されており、

2026(令和8)年1月には、次期「自治体DX推進計画」の方向性および具体的内容が新たに示されています。

### ③ ～「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の推進～

国は、2022(令和4)年12月に策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に従い、重要業績評価指標として定められたデジタルを活用した地方の社会課題解決・魅力向上の取組を、2023(令和5)年～2027(令和9)年度を実装フェーズとして、積極的に推進し、加速化を図っています。



※自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組  
・デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化  
・デジタルデバインド対策  
・デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

※用語解説ページ参照

## (2) 県の動向

～ 『やまぐちデジタル改革基本方針[2023改訂版]』の見直し～

山口県は、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント※実行計画」、総務省において策定された「自治体DX推進計画」などを踏まえながら、「県政のあらゆる分野、地域でデジタルが実装され、デジタルが県民の暮らしや生活の中に溶け込んだ、県民一人ひとりが、豊かさと幸せを実感することのできる、ウェルビーイング※にあふれる、人にやさしいデジタル社会」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして掲げ、令和5年3月に『やまぐちデジタル改革基本方針[2023改訂版]』に見直しました。

『やまぐちデジタル改革基本方針[2023改訂版]』

	“やまぐちDX”の創出	“デジタル・ガバメントやまぐち”の構築	“デジタル・エリアやまぐち”の形成
施策の 3つの柱	県政の幅広い分野、地域におけるデジタル実装の実現に向け、「やまぐちDX推進拠点『Y-BASE』」を核として、国の政策に呼応し、市町をはじめ、多様な主体と連携・協働しながら、地域の社会課題の解決と新たな価値の創造を図る、本県ならではのDX、『やまぐちDX』の創出に取り組む	利用者の視点に立って、行政手続のオンライン化やワンストップ化、マイナンバーカード※の活用等により、行政サービスの利便性向上を図るとともに、デジタル化を阻害するアナログ的な手法を前提とした規制の見直しをはじめ、AIや定型業務を自動化するRPA※の活用による業務効率化、情報システムの共通化・共同化によるコスト削減など、デジタル化を梃子とした行政の構造改革に取り組み、市町と一体となって、『デジタル・ガバメントやまぐち』の構築を進める	デジタル実装のために必要な基礎条件となる、県内全域における光ファイバ網や5G等による高度な高速大容量回線の通信環境の確保や、「やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）」の有効活用を進めるとともに、デジタル人材の確保・育成を加速し、県内での活躍を促進する。また、デジタル技術を使う経験等から生じる活用能力の違いやサービス自体の利用しやすさの問題等によるデジタルデバイス※を排除し、誰一人取り残されないデジタル化を進めることにより、県民誰もがデジタル化を通じて、暮らしの豊かさや地域の活力を実感することのできる、『デジタル・エリアやまぐち』を形成していく

※用語解説ページ参照

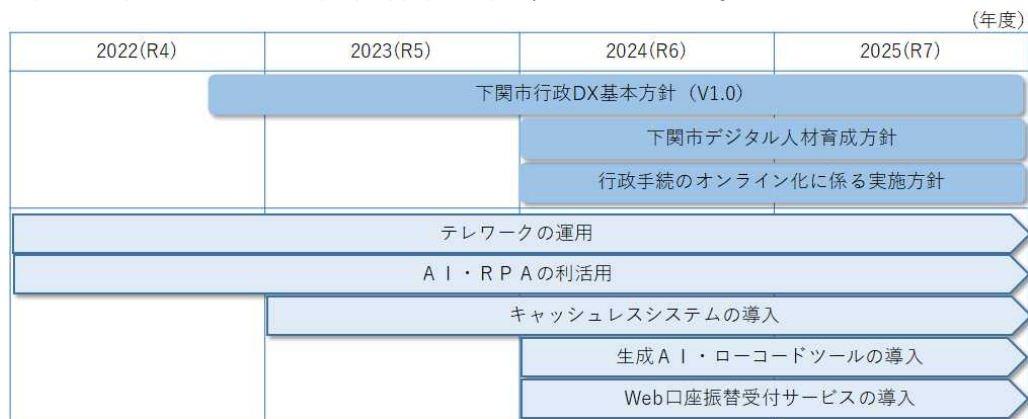
# 1-3 下関市の現状と課題

## (1) 下関市の現状

本市では、令和3年度までにテレワーク※の試行導入、AI・RPAの活用拡大など、行政のデジタル化施策に取り組んできました。これらの実績や課題を踏まえ、令和4年度には「下関市行政DX基本方針」を策定し、行政分野におけるDXの基本的な考え方を位置付けました。

この基本方針に基づき、市職員のデジタルスキル向上を目的とした「下関市デジタル人材育成方針」を策定し、職員向け研修やICT活用支援でデジタル人材を育成し、生成AI※による文書作成支援・データ分析、ローコードツール※の活用により業務効率化とサービス品質向上を推進しています。また、行政手続の利便性向上を目指した「行政手続のオンライン化に係る実施方針」を策定し、全庁的なDXを推進しています。

この他、「Web口座振替受付サービス」を導入し、PCやスマートフォンから税金等の自動払込手続をオンラインで行える環境を整備しました。また「書かない窓口」の導入により窓口手続を簡素化しました。これらにより市民の利便性が向上し、迅速かつ柔軟な行政サービス提供体制を構築しています。



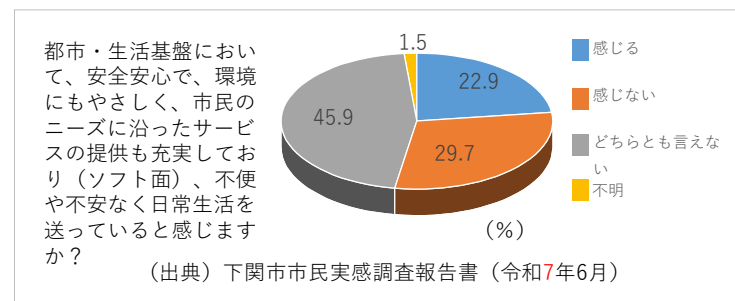
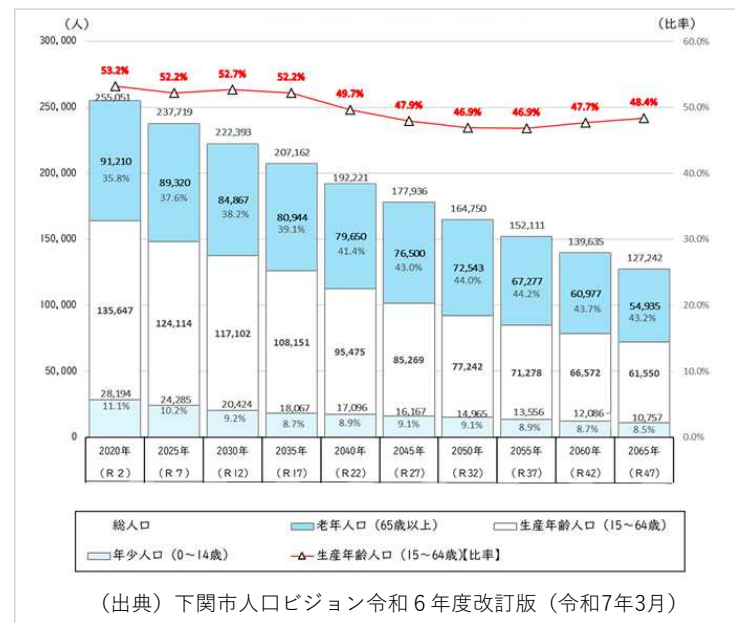
※用語解説ページ参照

## (2) 下関市の課題

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠し試算した本市の年齢3区分別の人口将来推計によると、高齢化率の増加とともに、生産年齢人口（15～64歳）は今後減少を続け、2040年以降において、本市の生産年齢人口は全人口の50%を割り込む見込みです。このような状況から、高齢化の進行による社会保障等の行政需要の増加や税収減少等による財源不足の深刻化が懸念され、これらの社会的な課題に対応した取組が求められています。

また、本市においても、労働力不足を背景として、職員の確保が困難になることが想定されることから、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しながら、持続可能な行政サービスの提供を実現するためには、より一層の業務効率化を図っていく必要があります。

さらに、本市の今後の施策検討の基礎調査となる下関市市民実感調査報告書（令和7年6月実施）において、市民のニーズに沿ったソフト面のサービス提供が充実しているかという設問については「感じない」が「感じる」を上回り、市民から行政サービスの充実が実感できない結果が得られており、デジタルを活用した行政手続や各種サービスを展開する必要があります。

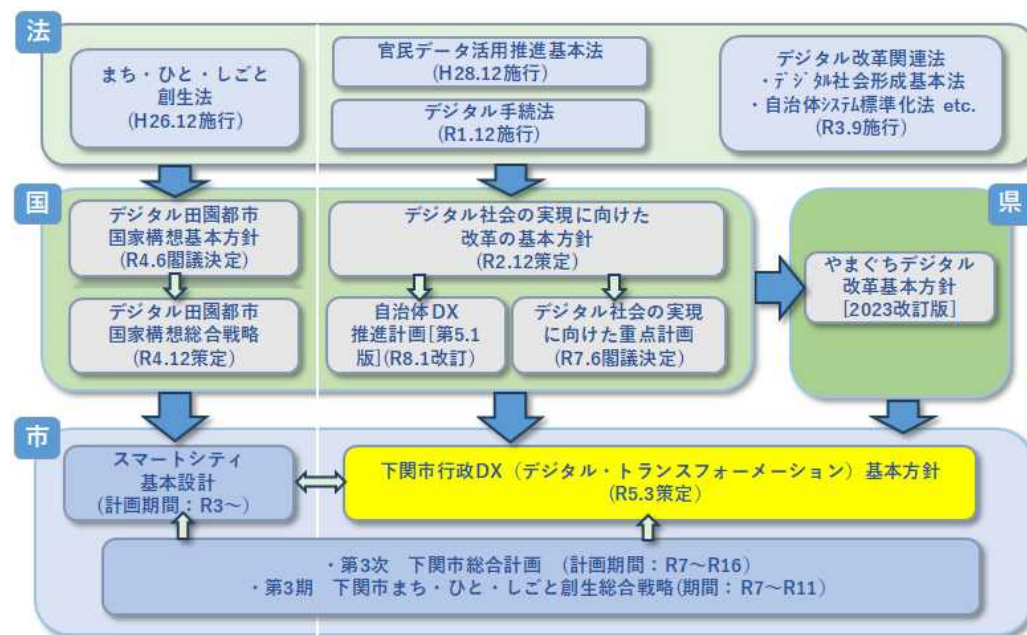


# 第2章 基本的事項

## 2-1 方針の位置づけ

デジタル改革関連法等及び国の各種計画等並びに第3次下関市総合計画を踏まえ、本方針を次のとおり位置づけます。

- ① 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で国が示す方向性を踏まえ「自治体DX推進計画」が示す取組事項に対応するための本市の方針として位置づけます。
- ② 「やまぐちデジタル改革基本方針」における県の取組内容を踏まえながら、本市行政事務において推進すべきデジタル化の取組方針として位置づけます。
- ③ 本市の「第3次下関市総合計画」に掲げる「スマートシティ※の推進」（第5章第13節）、「行政機能の充実」（第8章第1節）を推進するための個別方針として位置づけます。
- ④ まちのデジタル化や地域の課題解決を目指す本市「スマートシティ基本設計」（令和3年3月策定）と連携しながら、行政分野において推進すべきデジタル化の取組方針として位置づけます。



※用語解説ページ参照

## 2-2 基本理念

### デジタルによる持続可能で質の高い行政サービスの確保

デジタル技術の利活用を積極的に進めることにより、市民の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、職員のデジタルに対する意識の醸成を促して、スピーディーで機能的な電子自治体を構築し、持続可能で質の高い行政サービスを確保します。

## 2-3 方針の期間

国の自治体DX推進計画に合わせ、期間を定めないものとします。  
ただし、社会情勢や国、県の動向、本市の施策の成果などを踏まえ必要に応じて適宜、内容の見直しを行います。

## 2-4 基本方針

基本理念を実現するため「市民の利便性向上」「行政事務の効率化」「職員のデジタル意識改革」の3つの基本方針を掲げてデジタル改革を推進します。

また、3つの基本方針を具体化するための取り組みを推進します。



## 【基本方針1】市民の利便性の向上

デジタルの実装により、市民視点で「すぐ使えて」「簡単で」「便利な」サービス設計に努め、時間や場所の制約を受けない行政サービスを提供して市民の利便性の飛躍的な向上を目指します。

## 【基本方針2】行政事務の効率化

既存の業務に対して可能な限りBPR※を断行し、先進のICT技術の利用等で再構築することで、業務の無駄を省き職員の事務効率の向上を目指します。

## 【基本方針3】職員のデジタル意識改革

急速に進む社会のデジタル化に即応するため、ICT施策立案等に精通した外部人材の活用や研修などによりデジタル技術の知見を持った職員の育成を目指します。

### 【基本方針1】取組事項

1. マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
2. 自治体フロントヤード※改革の推進
3. 公金収納におけるeL-QR※の活用
4. オープンデータ※の推進

### 【基本方針2】取組事項

1. 地方公共団体情報システムの標準化※
2. AIの利用推進
3. テレワークの推進

### 【基本方針3】取組事項

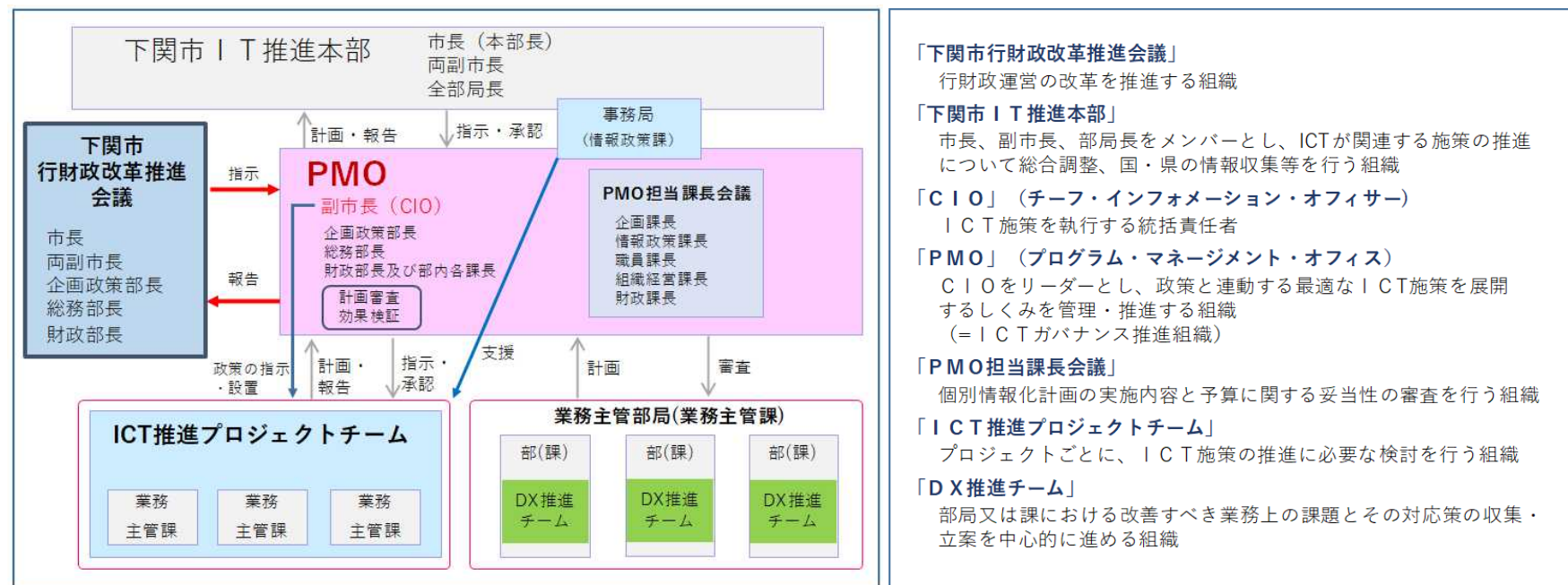
1. デジタル人材の確保・育成
2. セキュリティ対策の徹底

## 2-5 行政DX推進体制

本市では、政策とICT方針を連動させる仕組みとして、CIO（副市長）をリーダーとするPMOのもとICT推進プロジェクトチームを適宜設置することで、部局横断的なICT施策を推進しています。また、業務主管課から挙げられる個別ICT案件についても、PMOが計画内容や費用の妥当性確認を行うことで、ICTガバナンス体制を構築しています。

さらに、「下関市行財政運営と改革の基本方針」における「デジタル改革」を推進するため、重要なICT施策に係る各種方針や計画、施策の実施による効果について、下関市行財政改革推進会議による政策的判断を得ています。

また、令和6年度に「下関市デジタル人材育成方針」を策定し、行政DXを推進する中心的な組織として全部局にDX推進チームを設け、デジタル技術を活用した業務改善に取り組んでいます。



# 第3章 具体的な取組事項

## 3-1 市民の利便性の向上

### (1) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

#### ～背景～

マイナンバーカードは、国のマイナポイント等による取得促進の取組や、各地方自治体における独自の取組の結果、2025（令和7）年12月時点での保有枚数は、1億64万枚を超え、人口に対する取得割合は、80.8%となっています。

また、本人確認を行う確実・安心な公的個人認証ツールであることはもとより、国は健康保険証としての利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付や各種カードとの一体化等様々な場面での利用拡大による住民の利便性向上に貢献できるデジタル社会の基盤として、さらなる普及促進が見込まれています。

#### ～取組方針～

本市では、令和5年2月にはマイナンバーカードを利用したオンラインによる転出届・転入（転居）予約が可能となりました。

今後、マイナンバーカードの取得支援を継続するとともに、しもまちプラスなど各種サービスでのマイナンバーカードの利活用の検討を進め、行政サービスの質の向上を図ります。

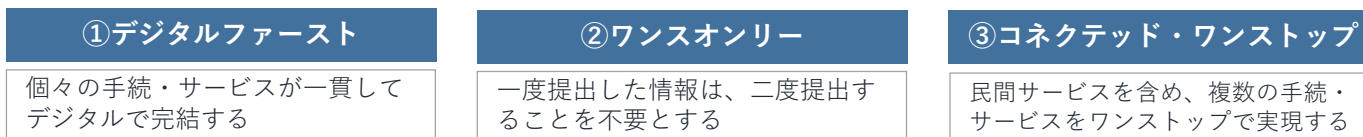


# 3-1 市民の利便性の向上

## (2) 自治体フロントヤード改革の推進

### ～背景～

多くの自治体において、少子高齢化や人口減少が進む一方で、住民の生活スタイルやニーズの多様化にともない、行政手続のオンライン化をはじめ、「書かないワンストップ窓口」等、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革が進められています。本改革の推進にあたって、国は、デジタル手続法に定める以下に示す「デジタル3原則」を基本原則とし、行政手続のデジタル化を推進する方向性を示しており、自治体においては、住民の利便性向上と自治体の業務効率化の両方の実現に向けた対応を実施する必要があります。



### ～取組方針～

令和8年度よりおくやみ窓口の検討を開始・設置をいたします。また、RPAを活用した窓口の業務手順や関係規定の見直し等、バックヤードを含めたBPRを実施しながら、オンライン窓口やチャットボット\*等の検討を進めます。

令和9年度には、令和5年に開始した「書かない窓口」の対象業務の拡大に向けた取組を行います。

行政手続のオンライン化について、手続の拡大を図るとともに、申請者に対する許可書等の文書について、電子交付の導入を進めます。



※用語解説ページ参照

## 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」※ 1/3

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- |                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1 図書館の図書貸出予約等*                   | 15 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告       |
| 2 文化・スポーツ施設等の利用予約*               | 16 職員採用試験申込*              |
| 3 研修・講習・各種イベント等の申込*              | 17 入札参加資格審査申請等*           |
| 4 地方税申告手続 (eLTAX) *              | 18 入札*                    |
| 5 自動車税環境性能割の申告納付 (本市対象外)         | 19 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求* |
| 6 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 (本市対象外) | 20 消防法令における申請・届出等*        |
| 7 自動車税住所変更届 (本市対象外)              |                           |
| 8 水道使用開始届等*                      |                           |
| 9 港湾関係手続*                        |                           |
| 10 道路占用許可申請等*                    |                           |
| 11 道路使用許可の申請 (本市対象外)             |                           |
| 12 駐車 of 許可の申請 (本市対象外)           |                           |
| 13 建築確認                          |                           |
| 14 粗大ごみ収集の申込*                    |                           |

\* 本市において、オンライン化済のもの

※デジタル庁

行政手続のオンライン化ーオンライン化を実施する行政手続の一覧等 V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続 に掲載

\* 本市において、オンライン化が対応済のもの

## 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」※ 2/3

b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続 1/2

### 子育て関係

- 1 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求\*
- 2 児童手当等の額の改定の請求及び届出\*
- 3 氏名変更/住所変更等の届出\*
- 4 受給事由消滅の届出\*
- 5 未支払の児童手当等の請求\*
- 6 児童手当等に係る寄付の申出\*
- 7 児童手当に係る寄付変更等の申出\*
- 8 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出†
- 9 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出†
- 10 児童手当等の現況届\*
- 11 支給認定の申請\*
- 12 保育施設等の利用申込\*
- 13 保育施設等の現況届\*
- 14 児童扶養手当の現況届の事前送信\*
- 15 妊娠の届出\*

### 介護関係

- 1 要介護・要支援認定の申請\*
- 2 要介護・要支援更新認定の申請\*
- 3 要介護・要支援状態区分変更認定の申請\*
- 4 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出\*
- 5 介護保険負担割合証の再交付申請\*
- 6 被保険者証の再交付申請\*
- 7 高額介護（予防）サービス費の支給申請\*
- 8 介護保険負担限度額認定申請\*
- 9 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請\*
- 10 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請\*
- 11 住所移転後の要介護・要支援認定申請\*

\* 本市において、オンライン化済のもの

† 本市では給食費が無償化されているため、該当する申請手続はありません。

## 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」※ 3/3

b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続 2/2

### 被災者支援関係

- 1 罹災証明書の発行申請\*
- 2 応急仮設住宅の入居申請
- 3 応急修理の実施申請
- 4 障害物除去の実施申請
- 5 災害弔慰金の支給申請
- 6 災害障害見舞金の支給申請
- 7 災害援護資金の貸付申請
- 8 被災者生活再建支援金の支給申請

### 転出・転入手続関係

- 1 転出届\*
- 2 転入予定市区町村への来庁予定の連絡\*

\* 本市において、オンライン化済のもの

## 3-1 市民の利便性の向上

### (3) 公金収納におけるeL-QRの活用

#### ～背景～

「規制改革実施計画」（2024（令和6）年6月21日閣議決定）等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに自治体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁は、自治体における公金収納および住民・民間事業者による公金納付の利便性向上のため、公金収納にeL-QRを活用する方針を示しました。

これにより、2026（令和8）年9月以降、自治体毎にeL-QRを活用した公金収納が開始され、対象となる公金の拡大を目指すこととなり、未導入の自治体においては、導入検討を進めることが必要となりました。

#### ～取組方針～

本市では、令和9年度より導入準備が完了したもののから運用を開始し、随時、対象となる公金を拡大します。

運用開始にあたっては、住民への周知を速やかに実施することで、住民の早期利用を実現し、行政サービスの向上を図ります。

今後、対象公金の拡大を継続的に検討し、導入を推進します。



## 3-1 市民の利便性の向上

### (4) オープンデータの推進

#### ～背景～

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務づけられました。また、自治体DX推進計画においてオープンデータの推進は、自治体が保有するデータを公開・利活用可能とすることで、行政の透明性向上や住民参加の促進、官民連携による地域課題解決を図るための重要な取組であることが示されています。

デジタル庁が示した「オープンデータ基本指針」（令和6年改正）においても、データ活用を前提とした行政運営への転換が求められており、オープンデータの整備は、住民サービスの高度化やE B P M※推進を支える基盤として位置付けられています。

#### ～取組方針～

現在、本市ホームページにある「しものせき情報マップ」や「山口県オープンデータカタログサイト」において、本市が保有する公共施設や避難所等、一部の公共データを二次利用が可能な形式で公開しています。

今後も市民や企業が活用しやすいように、市の保有する公共データのオープン化の拡充を図り、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進します。



## 3-2 行政事務の効率化

### (1) 地方公共団体情報システムの標準化

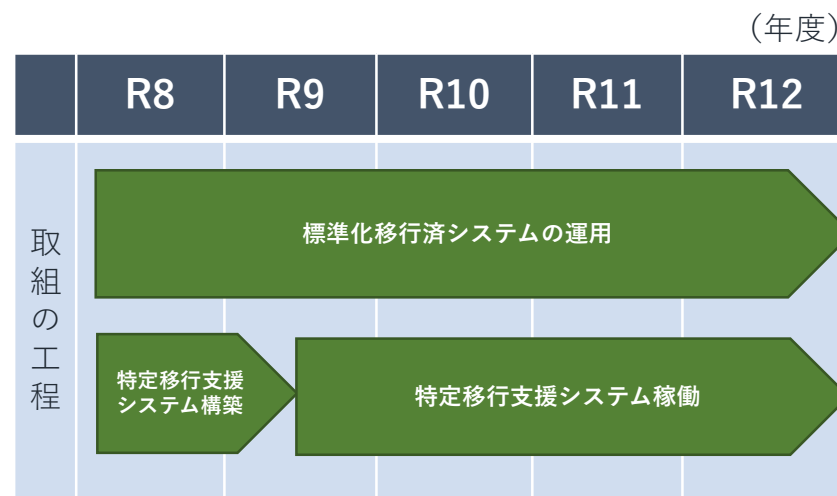
#### ～背景～

自治体は、標準化基本方針（令和5年9月）に基づき、基幹系20業務の情報システムを、令和7年度までに国が整備するガバメントクラウド※の活用を原則とした標準準拠システムへの移行完了を目指していましたが、同方針の改訂（令和6年12月閣議決定）により、期限までに移行が困難なシステム（特定移行支援システム）については、期限を2030年度（令和12年度）まで延長して移行完了を目指すこととなりました。

#### ～取組方針～

標準化対象となる20システムのうち、13システムは令和7年度より稼働しました。

残りの特定移行支援システム（7システム）については、計画に基づいて取り組みを進め、令和9年10月までの移行完了を目指します。



## 3-2 行政事務の効率化

### (2) AIの利用促進

#### ～背景～

本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り分け、引続き住民サービスの質を維持できるよう、先進のICT技術を活用して業務効率化を図る必要があります。

国においては、2025（令和7）年9月に全面施行された人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI法/AI新法)においても「国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、自治体における積極的なAI活用が求められています。

#### ～取組方針～

本市では、職員研修等を通じて生成AIの利用が進み、文書の作成・校正など日々の業務の効率化が進展しています。今後は、さらなる活用方法を探求し、活用範囲の拡大と業務全体の最適化を図ります。あわせて、RAG※やAIエージェント※の導入による問い合わせ対応や業務フローの最適化に向け、利用場面の検証・検討を進めます。



## 3-2 行政事務の効率化

### (3) テレワークの推進

#### ～背景～

非常時における業務継続、育児・介護などによる勤務時間の制約や、障害等により日常生活・社会生活上の制約がある職員の能力発揮に資するため、時間や場所を選ばない勤務環境の構築が求められており、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」が必要となっています。

#### ～取組方針～

場所を選ばない多様な働き方が実現できる環境として、テレワークの推進や、Web会議の推進、ビジネスチャットの活用等を継続して実施いたします。

これにより、自宅/庁舎/出先機関等場所が離れていても情報共有、庁内コミュニケーション、意思決定の迅速化が図れる環境を構築し、全庁での活用促進の実現に努めます。

(年度)

	R8	R9	R10	R11	R12
取組の工程	テレワークの推進				
	Web会議の推進				
	ビジネスチャット※の活用				

## 3-3 職員のデジタル意識改革

### (1) デジタル人材の確保・育成

#### ～背景～

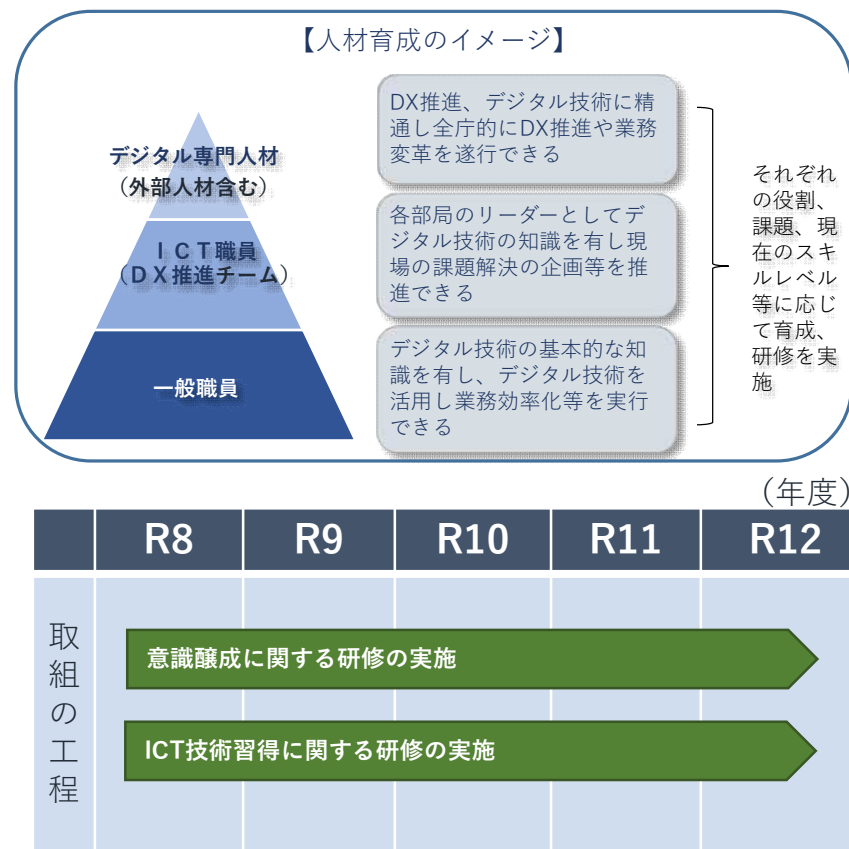
国の自治体DX全体手順書(2026.1改訂 第5.0版)において、DXの推進に当たっては全庁的・横断的な推進体制の構築が不可欠であり、その具体的な取組における実務を担うデジタル人材を確保・育成することが重要であるとされています。

具体的には、「DX推進リーダー」の育成や、外部人材の活用が求められています。

#### ～取組方針～

令和6年4月に策定した「下関市デジタル人材育成方針」および令和7年4月に改訂した「下関市人材確保・育成基本方針」に基づき、職員の意識醸成およびICT技術習得等のデジタル人材育成を行うことで、組織をあげてDX施策を推進できる体制強化を図ります。

また、高度デジタル専門人材である外部人材の活用や、各部局に設置した「DX推進チーム」が中心となり、DXを効率的かつ効果的に推進します。



## 3-3 職員のデジタル意識改革

### (2) セキュリティ対策の徹底

#### ～背景～

行政手続のオンライン化、テレワークの推進、基幹系業務システムのクラウド移行など行政のデジタル化が加速する中、行政手続の利便性向上や業務効率化に対応したセキュリティ対策の見直しが求められています。

令和8年度よりサイバーセキュリティを確保するための方針策定・公表・実施が自治体に義務付けられており、サイバーセキュリティ基本法（令和7年改正）に基づき、サイバーセキュリティ対策の基準が令和8年度中に策定されることも踏まえ、情報システムに対する更なる安全性の確保のための対策の徹底が求められています。

#### ～取組方針～

本市では、情報セキュリティインシデント発生時に迅速かつ的確に対応するための組織体制として「下関市CSIRT※」を設置しています。

また今後も、各種行政のDX化に取り組むと同時に、国が継続的に改訂するセキュリティポリシー※ガイドラインに基づき、「下関市行政情報セキュリティポリシー」を随時見直します。更に「サイバーセキュリティを確保するための方針」を策定し、新たな脅威に対応していきます。

なお、セキュリティポリシーに基づき、幅広い職員のセキュリティ研修を実施し、リスク管理のレベルを向上することで、人的セキュリティ対策の徹底を図ります。

※用語解説ページ参照



# 第4章 その他の事項 (行政DXと合わせて取り組む事項)

## 4-1 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

「デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化」に関する戦略は、主にデジタル田園都市国家構想総合戦略（2023～2027年度）の中で位置付けられており、デジタル技術を活用して地方の社会課題を解決し、全国どこでも便利で快適に暮らせる社会の実現を目指す施策になっています。

本戦略におけるデジタルの力を活用した地方の社会課題解決については、下関市が目指すべきスマートシティの意義や方向性を踏まえ令和3年3月に策定された「スマートシティ基本設計」に基づき、すでに取り組んでいるところです。

具体的には、産学官で構成する「スマートシティ推進協議会」を中心に、市民や地域目線での課題の提起、産学官一体となったデータの一元化や利活用を目的としており、行政・医療・教育・産業・観光等の各主要分野における分野横断的なデジタル施策の推進や、高質で持続可能なサービス・新たな価値創出等を通じて、市民生活の豊かさと利便性向上の実現を目指しています。



本市『スマートシティ基本設計』より抜粋

## 4-2 デジタルデバイス対策

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、経済的理由等に関わらず、すべての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく環境の整備に取り組むことが必要です。

そのため、本市においては、デジタル機器の活用に不安のある高齢者向けに、スマホ教室等の開催に取り組んでおり、今後も誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるように、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指します。

## 4-3 デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

国は2021（令和3）年12月に「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、これに沿って4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、3年間で規制・制度のデジタル原則への適合を進めてきており、今後も引き続き推進していきます。

本市においても、今後、国から公表されるマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、デジタル化を阻害する条例・規則等の点検、見直しを実施します。

## 4-4 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、個々の自治体がシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、複数の自治体で共同利用する仕組みを広げていくことが重要であり、国においては、今後の取組の指針となる「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）を決定しました。

本市においても、本方針に則り、情報システムの標準化および共同調達を積極的に推進いたします。

# 第5章 おわりに

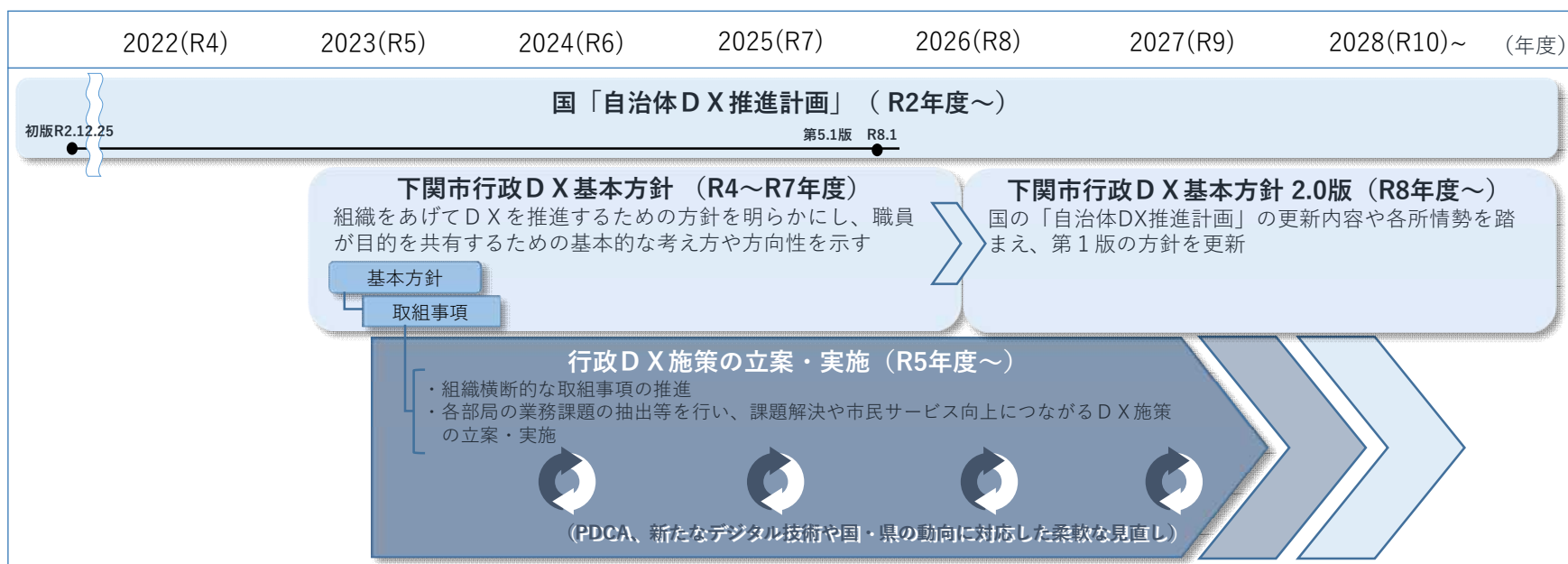
## 5-1 行政DX施策の実施について

本市では、令和5年3月に本方針を策定し、庁内業務や市民窓口サービスにおけるDX推進の基本的な方向性を示しています。本方針は、国の「自治体DX推進計画」における重点取組事項を主軸とし、主に庁内行政事務を対象とした、デジタル技術による業務効率化や市民サービス向上への取組方針を定めています。

令和8年1月に自治体DX推進計画が第5.1版に改訂されたことを受け、本市の方針も見直しました。

今後も引き続き、本方針に定める各取組事項について組織横断的に推進するとともに、各部局における業務課題の解決や市民サービス向上につながるDX施策の立案・実施に取り組みます。

なお、DX施策の実施にあたっては、急速なデジタル技術の進展や国・県の動向に対応するため、適宜、効果検証を行うことにより、柔軟に見直し・改善を行っていきます。



# 参考資料

## <用語解説>

用語	解説
A I	人工知能。Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
A I - O C R	Optical Character Recognition の略。A I（人工知能）を活用して、印刷された文書や手書きの文書をスキャナ等で読み取り、データとして取り込み、文字認識させるもの。
A I エージェント	目標に沿ってAIがタスクを自律的に計画・実行・連携する仕組み。複雑な作業を人間に代わって遂行するもの。
B P R	Business Process Re-engineeringの略。業務改革。業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、業務フロー、情報システム等をデザインすること。
C S I R T	Computer Security Incident Response Teamの略。情報セキュリティインシデントに対処するための体制のこと。
D X	デジタルを活用した変革・変容。Digital Transformationの略。デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
E B P M	Evidence-Based Policy Makingの略。経験や勘に頼らず、統計データや客観的な根拠（エビデンス）に基づいて政策目的を明確化し、効果を検証・改善する手法のこと。
e L - Q R	地方税統一QRコードのことで、令和5年度から原則として全国の市町村の税の納付書に印刷される、市税の納付に使用する統一規格の二次元コード。
I C T	情報通信技術。Information and Communication Technologyの略。インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称のこと。
I O T	Internet of Thingsの略。モノのインターネットと称される。人を介さず、自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。
R A G	Retrieval-Augmented Generationの略。生成A Iが、予め整備したデータベースから関連情報を検索し、それに基づいて回答を生成する技術のこと

# 参考資料

## <用語解説>

用語	解説
R P A	Robotic Process Automation の略。コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を、人に代わり自動化する技術のこと。パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。
ウェルビーイング	心も体も健康で幸せに暮らせる社会
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民の誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。
ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービス利用環境のことで、官公庁や自治体が業務システムを利用する際のクラウド上の共通基盤のこと。なお、クラウドサービスとは、外部のデータセンター等に構築された情報システムの機能をネットワーク経由で利用するシステム形態のこと。
情報システムの標準化	自治体の情報システムのうち、住民票・証明書発行や税金などの、主に市民に直接関係する行政サービスに関するシステムを、国が策定する標準的な仕様書に準拠したシステムに移行すること。
スマートシティ	先端技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化して、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取り組み。今後の労働力の供給体制の中で行政サービスを提供し続けるため、A I（人工知能）などを活用して、自治体の事務処理の自動化や業務の標準化を行い、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと。
生成A I	文字などの入力（指示）により、テキスト、画像、音声、動画、プログラムコードなどを自動的に生成するAI技術のこと。
セキュリティポリシー	組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
チャットボット	「チャット」と「ボット（ロボットが語源）」を組み合わせた造語で、A I（人工知能）技術を取り込んだ「自動会話プログラム」のこと。「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。
デジタルガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。

用語	解説
デジタルデバイド	パソコンやインターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に情報格差が生じる問題のこと。
テレワーク	ICTを活用した、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる勤労形態のこと。「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語。
ビジネスチャット	仕事上での利用を目的としたコミュニケーションツールのこと。
フロントヤード	主に自治体DXにおいて、「住民と行政が直接接する窓口や相談業務、Web申請などの空間・接点」のこと。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと。
マイナンバーカード	本人の申請により交付され、マイナンバー（個人番号…日本国内に住民票を有するすべての者が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと）を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書としての利用や、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。
ローコードツール	ドラッグ&ドロップなどの視覚的操作を主体とし、プログラミングの知識がなくてもアプリケーションを開発できるプラットフォームのこと。